

市税の納付

期限までに納めてください

市では、納期限までの税金の納付を推進しています。そのため、口座振替、コンビニ・クレジットカード・ペイジー納付、スマートフォン決済アプリの活用など納付の手段を増やし、利便性の向上に努めています。

また、納期限までに納めなかった人に対しては、督促状や催告書を送付し、納付を促しています。**納付が困難な場合は相談を**

病気や失業、事業収益の減少など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限までに納めることが難しい場合は、必ず納期限内に納税課(☎20・1519)に相談してください。日曜開庁日も相談を受け付けています。生活状況などを聞き取った上で、徴収を猶予する制度などもあります。

納期限を過ぎると、年8・8パーセント(納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・5パーセ

ント(令和3年の場合)の延滞金が発生します。

納税の相談もなく滞納が続く場合は財産調査を行い、預貯金や給与、不動産、生命保険、自動車などの財産を差し押さえる滞納処分を執行します。

※くわしくは納税課へ。

スマートフォン決済アプリでの納付

市税などで利用できます

スマートフォン決済アプリ「Pay Pay」などで、市が発行するバーコード付き納付書の納付ができるようになります。

納付できる種類と問い合わせ先

- 市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税・納税課(☎20・1519)

○後期高齢者医療保険料・保険年

金課(☎20・1547)

○介護保険料・介護保険課(☎20・1545)

○保育料、時間外保育料、保育園給食費、児童ホーム保育料・保育課(☎20・1607)

次の点に注意してください

○領収証書は発行されません。急ぎで納税証明書などが必要な場合は、領収証書の引き換えがある金融機関窓口やコンビニエンスストアで納付してください

○市役所や金融機関、コンビニエンスストアなどのレジでのアプリ決済には利用できません

○手数料は無料ですが、通信料はかかります

※くわしくは各問い合わせ先または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kuras/h/page0114_00006.html)へ。

ドッグランの利用登録

令和3年度の受け付け開始

広沼街区公園(ウイング十屋内にあるドッグラン)の令和3年度の利用登録を開始します。

登録方法

●ドッグラン利用登録申請書兼誓約書(愛犬のカラー写真4センチメートル×3センチメートル2枚添付)、鑑札、狂犬病予防注射済票(申請日の1年以内に注射したことが証明できる物)を持って、公園緑地課(市役所5階)へ

使用料

●無料
※くわしくは同課(☎20・1562)へ。

住宅無料耐震相談

建築士が対応します

市では月1回、住宅の耐震性についての相談を無料で受け付けています。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(23ページ)で確認してください。

対象

- 一戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)・マンションのいずれかを市内に所有し、自らが居住している人

定員(1日当たり) 6組(先着順)
持ち物

- 図面(持っていない人は

簡単な間取り図)

※申し込みは開催日の2日前までに建築住宅課(☎20・1564)へ。

幼児教育・保育の無償化

申請してください

市では、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し、保育の必要性の認定を受けている児童の保護者に対し、利用料の一部を支給しています。

対象

- 1〜3月分の利用料

請求書配布場所

- 保育課(市役所2階)、市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html)

申請方法

- 4月20日(火)当日消印有効までに、請求書、領収書、提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286-8585 花崎町760)へ。窓口で申請する際は印鑑を持ってきてください

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

私立幼稚園の給食副食費

一部を助成します

9月から3月までに私立幼稚園に支払った給食費のうち、主食以外のほかずなどの副食費を助成します。

対象は私立幼稚園を利用し、市から「子育てのための施設等利用給付認定」を受けている児童の保護者で、次のいずれかに当てはまる人

- 生活保護受給世帯
 - 令和2年度市民税所得割額が7万7、101円未満の世帯
 - 小学3年生以下の子どものうち第3子以降の子どもが幼稚園を利用している世帯
- 対象となる費用は9～3月分の給食副食費
- 申請書配布場所は保育課(市役所)

2階)、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page141200.html>)

申請方法は4月30日(金)までに申請書、領収書などの必要書類、印鑑を持って保育課へ

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

なりたメール配信サービス

多言語での配信を開始

市では、防災情報などをメールでお知らせする「なりたメール配信サービス」で新たに多言語での配信を開始しました。メールを受信するには事前登録が必要です。

新たに対応する言語は英語、中国語(繁体字・簡体字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語

登録方法(左下の二次元バーコードを読み取るか、

登録用アドレス
(fnarita@sg-jpd)に空メールを送信して登録する



※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。登録方法については、祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時30分に受託会社バイザー(☎0570・783・773)へ。

都市計画

変更案を縦覧できます

県が策定する「成田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(下総大栄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)について、変更案を縦覧できます。

縦覧期間は4月16日(金)～30日(金)
縦覧場所(市役所5階)、下総・大栄支所、県都市計画課(県庁中庁舎7階)

意見の提出方法(4月30日(金)当日消印有効)までに縦覧場所にある意見提出書に必要事項を書き、直接または郵送で都市計

画課(〒286・8585 花崎町760)へ

※くわしくは同課(☎20・1560)へ。

水道料金の納付

口座振替が便利です

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めします。利用する場合は、次のいずれかの方法で手続きしてください。

- 水道料金徴収事務委託先のウェアリア・ジェネッツ(株)☎22・8880へ連絡し、送付される口座振替依頼書に必要事項を書いて返信用封筒で送付
 - 通帳、金融機関の届け出印、お客さま番号が分かる水道料金の領収書などを持って市内の金融機関または郵便局へ
- ※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

転入・転出・転居

住所が変わったら手続きを

引っ越しなどで住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄

支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要。また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

なお、市民課では、毎週日曜日にも各種届け出を受け付けています。※くわしくは同課(☎20・1525)へ。

国保大栄診療所

土曜日午前を再開

国保大栄診療所では、土曜日の午前の診療を再開します。

診療科目は内科

診療時間(午前9時～正午(最終受け付けは午前11時30分))

※くわしくは国保大栄診療所(☎73・2333)へ。

市長日誌

3月1日(月)～15日(月)

3日	空港対策特別委員会 教育民生常任委員会
4日	新型コロナウイルスワクチン 集団接種シミュレーション
8日	建設水道常任委員会 総務常任委員会
9日	予算特別委員会(～11日)
14日	国際医療福祉大学学位記授与式



参加者にあいさつ(4日)

なれた景観資産

新たに5カ所を登録

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられ、良好な景観を望むことができる場所を「なれた景観資産」として登録しています。

景観資産は随時募集していますので、お気に入りの場所を推薦してください。

令和2年度に登録された場所

- 松崎川遊歩道から望む自然の景観、グリーンウォーターパークと桜の景観、取香川散策路から望む里山の景観、麻賀多神社(本宮)と森林の景観、麻賀多神社(奥津宮)と紅葉の景観

※くわしくは公園緑地課(☎20・159)または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/environment/index0656.html)へ。

合併処理浄化槽

設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せ

て処理する浄化槽です。

市では、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件がありますので、必ず着工前に相談してください。また、毎年の維持管理費用への補助もあります。

※騒音地域は特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20・153)へ。

水道・下水道

使用開始・中止は早めに連絡を

水道・下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みはヴェオリア・シエネット(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡してください。

同社ホームページ(https://www.wjenets.jp/cs/index.cgi?area=06)でも使用開始・中止の申し込みができます。

携帯電話サイトへ
https://www.wjenets.jp/mobile/index.cgi?area=06



ニュータウン地区は県営水道の

ため、県水お客様センター(☎0570・001245)へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

年金からの特別徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4・6・8月の金額(仮徴収額)は、令和3年2月分と同額です。10・12・2月の特別徴収額は7月下旬にお知らせします。また、申し出により口座振替での納付もできます。

※くわしくは保険年金課(国民健康保険☎20・1526、後期高齢者医療保険☎20・1547)へ。

経営所得安定対策

水田・畑作農家の皆さんへ

市では、経営所得安定対策の申請を受け付けています。申請書は各農家に直接送付します。

申請期限 6月30日(水)

申込場所 農政課(市役所4階)、下総・大栄支所、成田市農協各支所、かとり農協各経済センター

※くわしくは、制度については農林水産省ホームページ(https://www.maff.go.jp)、申請書の提出については農政課(☎20・1541)へ。

住宅用省エネルギー設備

補助対象に断熱窓を追加

市では、脱炭素社会の実現に向けて住宅用省エネルギー設備の補助を行っており、補助対象に断熱窓を追加しました。

補助金の交付要件や、そのほかの補助対象は市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page11200.html)を確認してください。

対象 既存住宅の窓を改修して設置した断熱窓(環境共創イニシアチブに登録された物に限る) 補助額 対象経費の4分の1(上限8万円)

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

春の全国交通安全運動

思いやりを持って運転を

4月6日(火)～15日(木)は春の全国交通安全運動期間です。

思いやりを持った運転を心掛けましょう。

- 重点目標は次の通りです。○子どもと高齢者の安全確保 ○安全運転の励行 ○自転車の安全利用の促進 ○飲酒運転の根絶

土砂による土地の埋め立て

残土条例が適用されます

市では、土砂の搬入による埋め立て行為などを規制する「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

500平方メートル以上の埋め立てなどを行う場合は、条例に定める手続きが必要です。なお、安全基準に適合しない土砂は埋め立てなどに利用できません。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。